

種目	細目 (目的)	補助区分	補助金算定事業費範囲 (補助率)	支援内容	事業主体 (借受者)
8 酪農省力化機械の導入支援	酪農経営体が飼育管理の省力化による生乳生産量の増加を図るための取組を推進する。	補助	【機械整備】 500～50,000千円 (5/10以内) 【施設整備】 500～50,000千円 (5/10以内)	酪農経営体が飼育管理の省力化により生乳生産量の増加を図るために必要な機械・施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有適格法人 ・農業法人 ・農業者等の組織する団体 ・農業協同組合 ・第3セクター
		リース	【機械整備】 500～30,000千円 (5/10以内)	酪農経営体が飼育管理の省力化により生乳生産量の増加を図るために必要な機械の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合 ・民間リース会社 (認定農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合)

採択基準
<ol style="list-style-type: none"> 1 酪農の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。 2 本事業を実施する場合には省力化機械の導入計画を策定し、労働時間の短縮、生乳生産量が増加する目標の達成が可能な計画であること。併せて、飼料自給率向上計画を策定すること。 3 酪農の省力化機械及び施設とは、労働時間の短縮（搾乳機自動搬送システム、自動給餌機等）や飼育管理改善（発情発見装置等）等を図るために必要な機械とし、酪農の省力化機械を整備するために必要な施設整備とする。
<ol style="list-style-type: none"> 1 酪農の生産振興を図ることが適当と認められる地域であり、中核となる畜産経営体の育成が見込まれること。 2 本事業を実施する場合には省力化機械の導入計画を策定し、労働時間の短縮、生乳生産量が増加する目標の達成が可能な計画であること。併せて、飼料自給率向上計画を策定すること。 3 酪農の省力化機械及び施設とは、労働時間の短縮（搾乳機自動搬送システム、自動給餌機等）や飼育管理改善（発情発見装置等）等を図るために必要な機械とし、酪農の省力化機械を整備するために必要な施設整備とする。